

事業系ごみ処理手数料の改定について (お知らせ)

益田地区広域クリーンセンターへ可燃ごみを直接持ち込む場合のごみ処理手数料が令和2年4月から下記のとおり改定されます。

これは、ごみの減量化や資源化をさらに進めるとともに、ごみ処理に必要な費用を適正に負担していただくための改定です。ご理解とご協力をお願いします。

記

1 改定時期 令和2年4月1日

2 改定の内容

種 別	現 行 (令和2年3月31日まで)	改定額 (令和2年4月1日～)
事業系 一般廃棄物	50kg 又はその端数につき 410円	10kg 又はその端数につき 110円

お問い合わせ先

益田地区広域市町村圏事務組合 焼却施設課
TEL : 0856-31-0226